

家計立て直し可能な方の



住居確保給付金(転居費用補助)のご案内

世帯収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において 「転居によって家計が改善すると認められること」などを要件として転居費用を補助します。

相談から支給の流れの概要

転居費用補助の支給を申請する場合には、家計改善支援事業による 支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難と認めらい れることが要件の1つとなっています。まずは、家計改善支援の実施が 必要となります。



目安:3か月程度 STEP 1 要転居証明書 相談 申し込み プラン作成 家計改善支援 交付

目安:審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度 STEP 2

転居費用 申請

審査

決定

初期費用の 支給

転居

家財道具の運搬 費用等の支給

STEP 3

実際の支出額 の確認

変更申請

決定

追加支給

転居後7日以内 🗨 🕶 支給上限額以内かつ実際の支出額が、支給決定額を上回っていた場合のみ 🛚



詳細については次ページ以降、1.~5.を必ずご確認ください

- 1. 家計改善支援とは・・ 1 2. 対象経費・支給上限額・支給方法・ 3. 支給要件・ 3
- 4. 手続きの流れ・ . 5
- 5. 適正な受給のため・

家計改善支援事業とは



家計の悩みにアドバイスします!

生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に、収支のバランスや借金の状況などを整理し、自ら家計を管理できるようにアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介などを行います。**生活困窮者自立支援制度のメニューの1つ**であるため、自立相談支援事業の申込みが必要になります。

具体的な流れは4ページを参照

2

転居費用補助の対象経費・支給上限額・支給方法

(1) 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費		
●転居先の住宅に係る初期費用	●敷金		
(礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料)	●契約時に払う家賃(前家賃)		
●転居先への家財の運搬費用	●家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費		
●ハウスクリーニングなどの原状回復費用			
(転居前の住宅に係る費用を含む)			
●鍵交換費用			

(2) 支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

<参考>小山市の生活保護の住宅扶助基準に基づく額 1人世帯:32,200円 2人世帯:39,000円 3人世帯:41,800円

※小山市における具体的な支給上限額については、現在調整中のため、 確定次第更新します。

(3) 支給方法

原則として、小山市が不動産仲介業者等の口座へ直接振込みます。 ※支給対象とならない経費等は直接不動産仲介業者等にお支払いください。 3

支給要件

<u>申請時に次の①~①のすべてに該当する方</u>が対象になります。

①基本要件	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。					
②収入減少 期間要件	<u>申請日の属する月</u> において、収入減少した月から2年以内であること。					
③生計維持 要件	<u>申請日の属する月</u> において、その属する世帯の生計を主として維持していること。					
④収入要件 【P.3参照】	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額(※)を合算した額(収入基準額)以下であること。 ※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。					
⑤資産要件	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融 資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下である。					
	世帯人数	単身	2人	3人	4人以上	
	資産基準額	468,000円	690,000円	846,000円	1,000,000円	
⑥家計改善 に関する 要件	家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ 転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる(持ち家からの転居を 含む。)が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居するこ とが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難で あると認められること。					
⑦類似給付 に関する 調整規程	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を 目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受 けていないこと。					
⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員 でないこと。						
⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。						
⑩ 過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、その支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。						
 から起算し	して1年経過してい	いること。			//こ月の立力	

収入基準額について

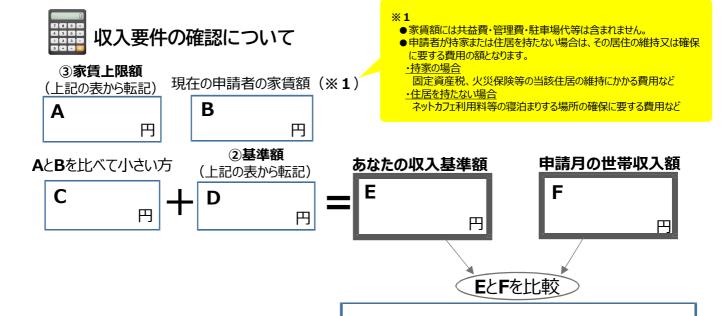
申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

・ 収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入 (仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】=総支給額(社会保険料天引き前)-交通費支給額

【自営業等の事業収入】=総収入金額-(事業収入を得るための)必要経費(*確定申告に準ずる)

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額	
上市兵 效	②基準額+申請者家賃(③家賃上限額)		
1人	78,000円+申請者家賃(上限32,200円)	110,200円	
2人	115,000円+申請者家賃(上限39,000円)	154,000円	
3人	141,000円+申請者家賃(上限41,800円)	182,800円	
4人	175,000円+申請者家賃(上限41,800円)	216,800円	
5人	209,000円+申請者家賃(上限41,800円)	250,800円	



申請月の世帯収入額【F】が収入基準額【E】を上回っている場合には対象外です!

4 手続きの流れ

STEP 1

目安:3か月程度

相談

申し込み

プラン作成

家計改善支援

要転居証明書 交付

1 相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。

利用申込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申込みをします。

プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。 解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作ります。



4 家計改善支援の実施

家計状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計状況の「見える化」 を図り、生活を早期に再生させるための「家計再生プラン」を策定します。 また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「家計計画表」 や「キャッシュフロー表」の作成等を行うとともに、家計改善のために転居が必要であること及び転居費用の捻出が困難であることを確認します。

| 要転居証明書(様式10)の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、ライフキャリアおやまより「要転居証明書(様式10)」が交付されます。※審査書類として小山市へ提出します。

STEP 2 ^

転居費用 申請

審査

決定

初期費用の 支給

転居

家財道具の 運搬費用等の 支給

6 住居確保給付金(転居費用補助)の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則様式第1号の2(様式1-1))」 をライフキャリアおやまへ提出し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」の誓約事項及び 同意事項の確認を署名します。

転居先住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類(添付資料及び追加確認書類)が一式揃ってからになります。
- ・審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払期限や 入居予定日、賃貸借契約日等について、予め不動産仲介業者等と調整をお願します。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、ライフキャリアおやまに連絡してください。
- 8 追加書類をライフキャリアおやまへ提出

下記の追加書類を提出してください。

- ●不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)
- ●転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)
- 9 小山市生活福祉課で審査し、決定内容について本人へ通知

10 不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告 また、不動産仲介業者等の指定の口座へ小山市から初期費用が振り込まれる

【注意事項】

- ・転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用(実際の支払い額)が支給決定額を下回った場合には、差額分を返還していただきます。

転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、原則業者の指定の口座へ小山市から振り込まれます。

STEP 3 ^

11



実際の支出額 の確認

変更申請

審杳

決定

追加支給

転居後7日以内

支給上限額以内かつ実際の支出額が、支給決定額を上回っていた場合のみ

12

住宅入居日から7日以内に住居確保報告書(様式5)及び必要書類をライフキャリアおやまへ提出

下記の書類を提出してください。

- ●住居確保報告書(様式5)
- ●賃貸借契約書の写し
- ●新住所における住民票の写し



【その他】

・実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、 妥当な範囲であれば、追加支給ができる場合がありますので、ライフキャリアおやまへご相談ください。 ・実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還をしていただきます。

5

適正な受給のため

- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介 業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を 中止します。



お問い合わせ先

生活自立支援センター ライフキャリアおやま 【受付時間】平日8:30~17:15

〒323-0025
小山市城山町2丁目5-5 サンリッチタワー4F
☎0285-37-8918